

# 特集Ⅰ 確定拠出年金制度の 改正内容について

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課

確定拠出年金制度については、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」[「令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）」及び「令和3年度税制改正の大綱（令和2年12月21日閣議決定）」を受け、順次、改正項目が施行されています。

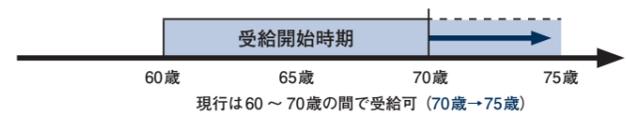
本稿では、これから施行を迎える項目について説明します。

## 受給開始時期の選択肢の拡大 (2022年4月1日施行)

2022年4月から、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大に併せて、確定拠出年金（企業型DC・iDeCo）における老齢給付金の受給開始の上限年齢を70歳から75歳に引き上げます。（図表1）

これによって、確定拠出年金（企業型DC・iDeCo）における老齢給付金は、60歳（加入者資格喪失後）から75歳に達するまでの間で受給開始時期を選択することができるようになります。

（図表1）



### 《留意点》

昭和27（1952）年4月1日以前に生まれた方は、施行日（2022年4月1日）の前に70歳に達しているため、受給開始の上限年齢は70歳となります。

昭和27（1952）年4月2日以降に生まれた方は、70歳に達したときには受給開始の上限年齢が施行日（2022年4月1日）に75歳に引き上がっているため、75歳に達するまで資産の運用が可能です。

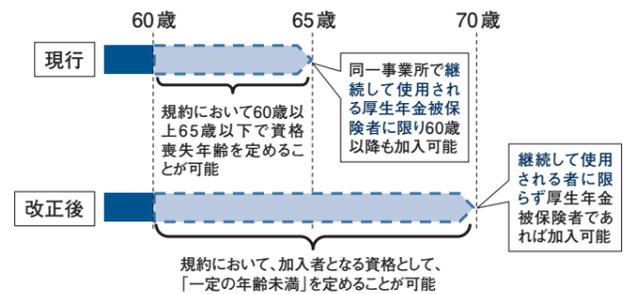
## 企業型DC・iDeCoの加入可能年齢の拡大 (2022年5月1日施行)

### <企業型DC>

これまで企業型DCでは、60歳未満の厚生年金被保険者を加入者とすることができました。また、60歳以降は、規約に定めがある場合、60歳前と同一事業所で引き続き使用される厚生年金被保険者について65歳未満の規約で定める年齢まで加入者とすることができました。

企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするため、2022年5月からは厚生年金被保険者（70歳未満）であれば加入者とすることができるようになります。ただし、企業によって加入できる年齢などが異なります（※）。（図表2）

（図表2）



※規約で定める企業型年金加入者となる一定の資格として、「一定の年齢未満」であることを定めることができ、例えば「60歳未満」を加入者とする、「65歳未満」を加入者とするといったように労使で資格を定めることはできませんが、一定の年齢を60歳より低い年齢とすることはできません。

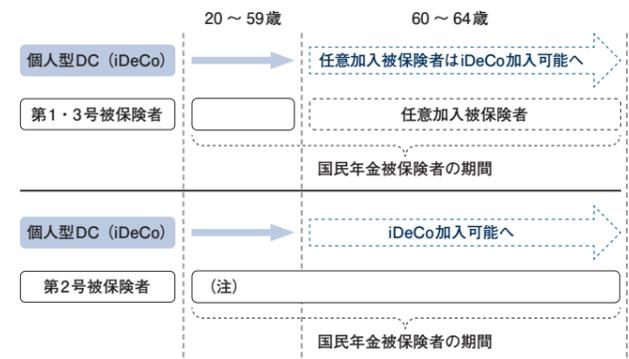
### <iDeCo>

これまでiDeCoでは60歳未満の国民年金被保険者が加入可能でしたが、高齢期の就労が拡大していることを踏まえ、2022年5月からは国民年金被保険者であれば加入可能となります。

60歳以上の方は、国民年金の第2号被保険者又は任意加入被保険者であればiDeCoに加入可能となります。

また、これまで海外居住者はiDeCoに加入できませんでしたが、国民年金に任意加入していればiDeCoに加入できるようになります。（図表3）

（図表3）



（注）20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は国民年金第2号被保険者となる。

※国民年金の任意加入被保険者とは、60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときに、60歳以降も国民年金に加入している方です。

### 《留意点》

○企業型DCの老齢給付金を受給された方は、企業型DCには再加入できません。同じくiDeCoの老齢給付金を受給された方は、iDeCoには再加入できません。

（企業型DCの老齢給付金を受給された方でも、iDeCoへの加入は可能です。同様にiDeCoの老齢給付金を受給された方でも、企業型DCへの加入は可能です。）

○老齢基礎年金又は老齢厚生年金を65歳前に繰上げ請求された方は、改正によりiDeCoの加入要件を満たした場合であっても、iDeCoに加入することはできません。

※特別支給の老齢厚生年金を65歳前の本来の支給開始年齢で受給した方は、iDeCoに加入することができます。ただし、繰上げ請求により特別支給の老齢厚生年金を本来の支給開始年齢より前に受給した方はiDeCoに加入することができません。

## 脱退一時金の受給要件の見直し (2022年5月1日施行)

### <企業型DCの脱退一時金の受給要件の見直し>

これまで、企業型DCの中途引き出し（脱退一時金の受給）が例外的に認められていたのは、個人別管理資産の額が1.5万円以下である方に限られていました。

個人別管理資産の額が1.5万円を超える方は、他の企業型DCやiDeCoなどに資産を移換する必要がありますが、iDeCoに資産を移換した場合、iDeCoの脱退一時金の受給要件を満たしている方であれば、iDeCoの脱退一時金の受給が可能でした。

2022年5月からは、個人別管理資産の額が1.5万円を超える方であっても、iDeCoの脱退一時金の受給要件を満たしている方は、iDeCoに資産を移換しなくても企業型DCの脱退一時金を受給できるようになります。（図表4）

### <iDeCoの脱退一時金の受給要件の見直し>

これまで、iDeCoの中途引き出し（脱退一時金の受給）が例外的に認められていたのは、国民年金の保険料免除者である方に限られていました。

iDeCo加入者が海外に居住して国民年金被保険者（第1・2・3号）に該当しなくなった場合、iDeCoに加入することもできず、保険料免除者に該当することはなく中途引き出しもできませんでした。

2022年5月からは、国民年金被保険者となることができない方で、通算の掛金拠出期間が短いことや、資産額が少額であることなどの一定の要件を満たす場合には、iDeCoの脱退一時金を受給できるようになります。（図表5）

【図表4】改正後の企業型DCの脱退一時金の受給要件

○個人別管理資産額が1.5万円以下である場合（2022年4月以前と変更なし）

- (1) 企業型DC加入者、企業型DC運用指図者、iDeCo加入者及びiDeCo運用指図者でないこと
- (2) 個人別管理資産の額が1.5万円以下であること
- (3) 最後に企業型DCの資格を喪失した日の翌月から6ヶ月を経過していないこと

※上記(1)～(3)のいずれにも該当する必要があります。

○個人別管理資産額が1.5万円を超える場合（2022年5月から追加される要件）

- (1) 企業型DC加入者、企業型DC運用指図者、iDeCo加入者及びiDeCo運用指図者でないこと
- (2) 最後に企業型DCの資格を喪失した日の翌月から6ヶ月を経過していないこと
- (3) 60歳未満であること
- (4) iDeCoに加入できない者であること
- (5) 日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと
- (6) 障害給付金の受給権者でないこと
- (7) 企業型DCの加入者及びiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること  
又は  
個人別管理資産の額が25万円以下であること

※上記(1)～(7)のいずれにも該当する必要があります。

【図表5】改正後のiDeCoの脱退一時金の受給要件

- (1) 60歳未満であること
- (2) 企業型DCの加入者でないこと
- (3) iDeCoに加入できない者であること
- (4) 日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと
- (5) 障害給付金の受給権者でないこと
- (6) 企業型DCの加入者及びiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること  
又は  
個人別管理資産の額が25万円以下であること
- (7) 最後に企業型DC又はiDeCoの資格を喪失してから2年以内であること

※上記(1)～(7)のいずれにも該当する必要があります。

**制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善（2022年5月1日施行）**

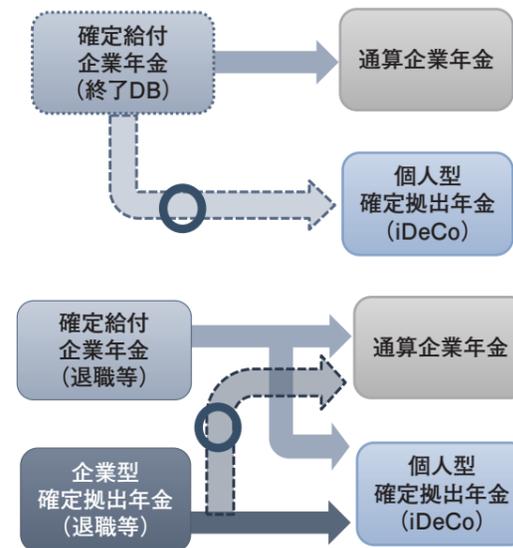
継続的な老後の所得確保に向けた取組を行いやすい環境づくりのため、これまでに2004年と2016年の法改正で、個人の転職などの際の制度間の資産移換を可能としてきました。

引き続き移換手続きの改善を図り、2022年5月からは、

「終了した確定給付企業年金（DB）からiDeCoへの年金資産の移換」と、「加入者の退職等に伴う企業型DCから通算企業年金への年金資産の移換」を可能とします。（図表6）

※「通算企業年金」とは、DBや企業型DCが共同で設立し会員となっている企業年金連合会が、退職者等向けに運用する年金の一つです。

【図表6】



**企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和（2022年10月1日施行）**

これまで企業型DC加入者のうちiDeCoに加入できたのは、拠出限度額の管理を簡便に行うため、iDeCo加入を認める労使合意に基づく規約の定めがあり、かつ事業主掛金の上限を月額5.5万円から月額3.5万円（確定給付型にも加入している場合は、2.75万円から1.55万円）に引き下げた企業の従業員に限られていました。

2022年10月からは、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金との合算管理の仕組みを構築することで、企業型DCの加入者は規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがなくても、iDeCoに原則加入できるようになります。

ただし、企業型DCの加入者掛金の拠出（マッチング拠出）を選択している場合や、後述のとおり、企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金が各月の拠出限度額の範囲内での

各月拠出となっていない場合は、iDeCoに加入できません。

**<企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金の拠出限度額>**

企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金は、それぞれ以下の表のとおりです。iDeCoの掛金は、月額2万円（DB等の他制度にも加入している場合は月額1.2万円）、かつ事業主の拠出額と合算して月額5.5万円（同2.75万円）の範囲内とすることが必要です。（図表7）

【図表7】

	企業型DCのみに加入する場合	企業型DCとDB等の他制度に加入する場合
企業型DCの事業主掛金額	月額 5.5万円	月額 2.75万円
iDeCoの掛金額	月額 5.5万円－各月の企業型DCの事業主掛金額（ただし、月額 2万円を上限）	月額 2.75万円－各月の企業型DCの事業主掛金額（ただし、月額 1.2万円を上限）

※DB等の他制度とは、確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済をいう。

**<企業型DC加入者のiDeCo加入要件（企業型DCの年単位拠出の取扱い）>**

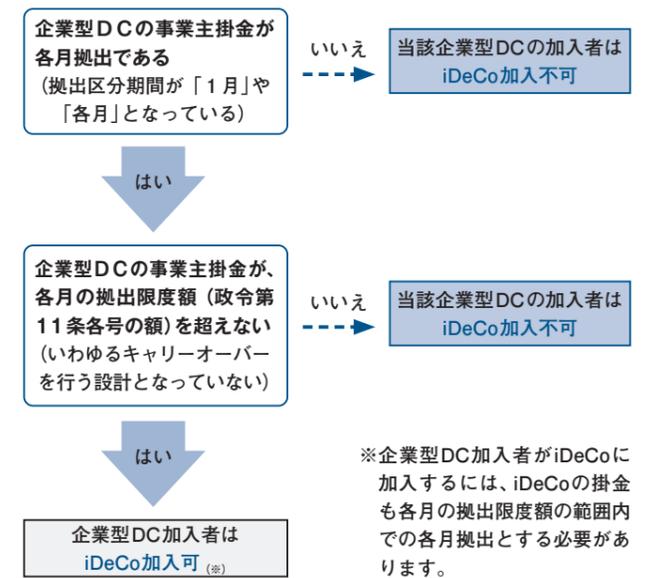
企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金については、2018年1月から任意に決めた月にまとめて拠出（いわゆる年単位拠出）することも選択可能となっていますが、今回の要件緩和は、拠出限度額の管理の事務処理やシステム対応が複雑化しないように、事業主掛金とiDeCoの掛金について、各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出に限ります。事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合は、当該企業型DCの加入者はiDeCoに加入することができません。（図表8）

企業型DCの事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合は、その旨を企業型年金規約に規定するとともに、企業型記録関連運営管理機関（企業型RK）に通知する必要があります。

**<企業型DC加入者のマッチング拠出とiDeCo加入の選択>**

事業主がマッチング拠出を導入している場合、当該企業の企業型DC加入者はiDeCoに加入することができません。

【図表8】



でしたが、2022年10月からは、マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者が、マッチング拠出かiDeCo加入かを加入者ごとに選択できるようになります。

以上が2022年に施行を迎える改正事項になりますが、その後も2024年に施行を迎える改正事項があります。

**企業型DC、iDeCoの拠出限度額にDB等の他制度ごとの掛金相当額を反映（2024年12月1日施行）**

DB等の他制度にも加入している場合の企業型DC、iDeCoの拠出限度額について、全てのDB等の他制度の掛金相当額を一律月額2.75万円と評価し、企業型DCの拠出限度額を残りの2.75万円としている点を見直し、加入者がそれぞれ加入しているDB等の他制度ごとの掛金相当額（他制度掛金相当額）を反映することで、公平できめ細かな算定方式に改善を図ります。

※他制度掛金相当額とは、DB等の他制度ごとにその給付水準から企業型DCと比較可能な形で評価したもので、複数のDB等の他制度に加入している場合はその合算となります。DB等の他制度には、公務員の年金払い退職給付を含みます。

**<企業型DC拠出限度額の見直し>**

企業型DCの拠出限度額の算定に当たって、加入者がそれ

ぞれ加入しているDB等の他制度掛金相当額の実態を反映し、公平を図ります。具体的には月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額が企業型DCの拠出限度額になります。(図表9)

【図表9】

	【現行】	【見直し内容 (2024年12月1日施行)】
企業型DCのみに加入する場合	月額 5.5万円	月額 5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額
企業型DCとDB等の他制度に加入する場合	月額 2.75万円 (5.5万円から一律2.75万円を控除)	

<企業型DCの拠出限度額の見直しに伴う経過措置>

制度の見直しに当たっては、既に現行制度下で承認を受けた企業型DC規約に基づいて企業型DCを実施している事業主がいることから、施行(2024年12月1日)の際の企業型DC規約に基づいた従前の掛金拠出を可能とする経過措置を設け(「月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額」が2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を2.75万円とする)、施行の際、企業型DCを実施している事業主は、旧制度(現行制度)を適用します。

ただし、施行日以後に新たに企業型DCを実施した場合や企業型DCの事業主掛金の算定方法・DBの給付設計を変更する規約変更を行った場合などに該当したときは、経過措置の適用を終了し、新制度が適用されます。

また、月額2.75万円を超えて企業型DCの事業主掛金を拠出しようとする場合も経過措置の適用は終了し、新制度が適用されます。(図表10)

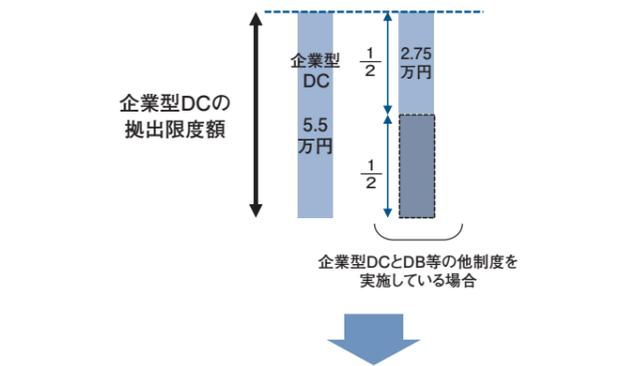
※新制度を適用する場合は、企業型年金規約の変更と企業型記録関連運営管理機関(企業型RK)への通知が必要です。

<企業年金に加入する者のiDeCoの拠出限度額の見直し>

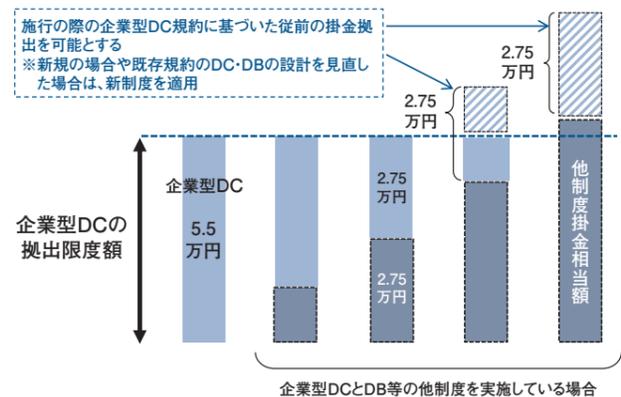
iDeCoの拠出限度額の算定に当たって、全てのDB等の他制度の掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入しているDB等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映するとともに、上限を月額2万円に統一し、

【図表10】

【現行】DBの給付水準(=掛金水準)にかかわらず、企業型DCの拠出限度額は一律2.75万円。



【改正後】DB等の他制度掛金相当額が低い場合は、DCで拠出できる額は大きくなり、DB等の他制度掛金相当額が高い場合は、DCで拠出できる額は小さくなる。



企業年金(企業型DC、DB等の他制度)に加入する者の拠出限度額について公平を図ります。(図表11)

企業年金に加入する者のiDeCoの拠出限度額は、「月額2万円、かつ、事業主の拠出額(各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額)との合計が月額5.5万円の範囲内」となり、事業主の拠出額が3.5万円を超えると、その分、iDeCoの拠出限度額は2万円から減ることとなります。

<iDeCo掛金の年単位拠出の取扱い>

企業型DCに加入する者は2022年10月1日から、DB等の他制度のみに加入する者(公務員を含む)は2024年12月1日から、iDeCoの掛金の拠出方法が「月単位拠出」のみ可能となります。

最終的には、iDeCoの掛金については「年単位拠出」が可能である者は、事業主の拠出がない「国民年金第1号被保

【図表11】

国民年金第2号被保険者	2022年10月1日~	2024年12月1日~
(1) 企業型DCのみに加入	月額 5.5万円-各月の企業型DCの事業主掛金額(ただし、月額2万円を上限)	月額 5.5万円
(2) 企業型DCと、DB等の他制度に加入	月額 2.75万円-各月の企業型DCの事業主掛金額(ただし、月額1.2万円を上限)	月額 5.5万円 - (各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額)(ただし、月額2万円を上限)
(3) DB等の他制度のみに加入(公務員を含む)	月額 1.2万円	

険者]、「企業型DC、DB等の他制度のいずれにも加入していない国民年金第2号被保険者」、「国民年金第3号被保険者」の3区分となります。

<企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金の拠出限度額>

上記の見直しにより、2024年12月からの企業年金に加入している者の企業型DCとiDeCoの掛金の拠出限度額は図表12のとおりとなります。表の【改正前】は、2022年10月から2024年11月までの拠出限度額となります。

<iDeCoの掛金を拠出できなくなった場合の脱退一時金の受給について>

上記の見直しにより、DB等の他制度に加入する者(企業型DCに加入する者を除く。)は、DB等の他制度掛金相当額によっては、iDeCoの掛金の上限が小さくなったり、掛金を拠出できなくなったりすることがあります。

iDeCoの掛金を拠出できなくなった場合(5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額が、iDeCoの掛金の最低額を下回る場合)は、資産額が一定額(25万円)以下である等の脱退一時金の支給要件を満たした場合に脱退一時金を受給することができるようになります。

※企業型DCに加入する者も、5.5万円から各月の企業型DCの事業主掛金とDB等の他制度掛金相当額を控除した額が、iDeCoの掛金の最低額を下回る場合はiDeCoに掛金を拠出できなくなりますが、iDeCoの個人別管理資産を企業型DCに移換し、運用を継続することができるため、企業型DCに加入する場合は脱退一時金を受給することはできません。

<iDeCo加入時等の事業主証明の廃止等>

2024年12月1日から、前述の企業型DCの事業主掛金とiDeCoの掛金の合算管理の仕組みにDB等の他制度掛金

【図表12】

	【改正前】	企業型DCのみに加入する場合	企業型DCとDB等の他制度に加入する場合
企業型DCの事業主掛金額		月額 5.5万円	月額 2.75万円
iDeCoの掛金額		月額 5.5万円-各月の企業型DCの事業主掛金額(ただし、月額2万円を上限)	月額 2.75万円-各月の企業型DCの事業主掛金額(ただし、月額1.2万円を上限)



【改正後】

企業型DCの事業主掛金額	月額 5.5万円-DB等の他制度掛金相当額(経過措置あり)
iDeCoの掛金額	月額 5.5万円-(各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額)(ただし、月額2万円を上限)

相当額を併せて管理することにより、iDeCoの実施主体である国民年金基金連合会は、毎月企業年金の加入状況を確認できることになるため、現在、事業主が行う、①従業員のiDeCo加入時・転職時における企業年金の加入状況に関する事業主証明書の発行、②年1回の現況確認は廃止します。合算管理は企業が登録する従業員の情報と従業員が国民年金基金連合会に届け出る情報を突合して行います。事業主証明書と年1回の現況確認は廃止しますが、合算管理において不整合となった場合、iDeCoに加入できなかったり、掛金の拠出が停止することがありますので、事業主におかれては、従業員の情報の適切な管理を改めてお願いします。

以上がこれから施行を迎える項目です。2024年までにさまざまな改正項目が順次施行されますが、確実に新しい制度へ移行できるように引き続き関係者の皆さまと協議しながら取り組んでまいります。

制度改正に関するチラシを作成しました(QRコード参照)。DCプランナーの皆さまにおかれましては、企業への説明などさまざまな機会でご活用いただければ幸いです。

厚生労働省HP

